

新型インフルエンザ（H5N1）発生時の厚生労働省本省の業務継続計画（概要）

策定までの経緯と今後の対応

- 内閣官房が「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続計画ガイドライン」を策定。（H21.8）
- 各省庁は、このガイドラインに沿って、それぞれの省庁の業務継続計画を策定。

計画策定にあたっての想定（各省共通）

蔓延ピーク時には、全国民の25%が罹患し、職員本人の罹患等により、**職員の40%程度が欠勤**

業務継続計画の目的

強毒型インフルエンザ発生時においても、厚生労働省が必要な業務を維持できるようにするために、継続・縮小・中断する業務の整理など、**発生時の業務継続上の基本的事項**を定めるもの

業務の分類

a 新型インフルエンザ対策業務

- 強毒型新型インフルエンザの発生に伴い、実施しなければならない新規業務

b 一般継続業務

- 強毒型新型インフルエンザ発生に伴う人員縮小時においても、従来どおり継続しなければ国民の健康、財産に深刻な弊害が生じうるもの。
 - ・インフルエンザ以外の疾病に係る医療の提供
 - ・年金、失業給付、生活保護等国民の生活基盤となる給付、失業者に対する雇用対策等

c 縮小業務

- 中長期的な施策の検討等、延期できるもの
 - ・新規施策の企画・立案、白書や年次報告書等の作成等
- 事前の連絡調整により縮小可能なもの
 - ・予算・経理に関する業務、文書管理、国会対応等

d 中断業務

- 完全に中断することが可能、又は中断することが望ましいもの
 - ・調査頻度の低い調査・統計、国際関連業務等
- 感染防止のため積極的に中止するもの
 - ・遠隔地への出張、式典等多数の者が集まるもの等